

仕 様 書

1 業務名 令和7年度養殖技術ブレイクスルー促進事業業務委託

2 委託期間 契約の日から令和8年3月10日まで

3 委託事業者選定方法 公募型プロポーザル方式

4 目的

近年、本県の養殖生産量はほぼ横ばいであるが、養殖生産額はクロマグロ等の堅調な生産により増加しており、養殖水産物の輸出額も増加している。

一方で、赤潮等による養殖生産の不安定や配合飼料価格の高騰などコストの増加に加え、ALPS処理水放出の影響により中国向けの輸出再開が不透明な状況にあるなどの課題があり、県内養殖業者は増産に踏み出せない状況にある。

特に令和6年度は本県において過去最大となる赤潮被害が発生し、養殖産地の存続が危ぶまれる状況であったことに加え、養殖コストの6～7割を占める餌飼料コストについても、生餌・配合飼料ともに高止まりの状況にあり、養殖経営を圧迫している状況にある。

また、本県で生産量の多い養殖魚は、活け込みから出荷までに複数年を要するため、赤潮等の自然災害や需給バランスによる市場価値の乱高下の影響を受けるリスクがある。

このため、県としては、大規模な赤潮被害を防止するための技術開発や養殖コストの低減に向けた技術開発、養殖経営の安定を図るための新たな養殖魚種の導入に向けた技術開発に取り組むことで、養殖業者が安心して養殖を行い、今後の本県養殖生産量が増加することを目的とする。

5 業務の内容

長崎県海域を対象として、長崎県内の養殖業者又は漁業協同組合と連携して行う以下のいずれかに該当する技術開発又は実証に取り組む。なお、養殖業者が単独で実施する場合も可能とする。

- ①赤潮の発生予測又は早期発見
- ②赤潮の効率的な防除
- ③赤潮による養殖魚のへい死被害の軽減
- ④クロマグロ、トラフグ又はブリの養殖のコスト低減
- ⑤成長が早く、早期出荷が可能な魚種の導入
- ⑥市場ニーズや価値の高い魚種の導入

6 業務実施体制

- (1) 本業務委託を指揮する業務責任者を配置すること。
- (2) 事故やトラブル、苦情等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに長崎県に報告すること。

7 成果品（業務報告書等）

- (1) 受託者は、業務完了後速やかに業務報告書を作成し、提出すること。なお、報告書には、公表することを前提に実施期間、実施内容、作成物など技術開発の概要を記載すること。
- (2) 電子データはCD-R又はDVD-Rに書き込みのうえ、提出し紙媒体でも提出すること。
- (3) 受託者は、業務報告書に加え、以下に例示する業務内容に応じた成果品を納入すること。
なお、納入する成果品については、契約にあたり長崎県と協議のうえ決定する。
事業内容に応じた成果品例
 - ①機器開発：試作機等
 - ②システム開発：システムデータ又は利用ライセンス等
 - ③生産手法の開発：技術・ノウハウを記したマニュアル等
- (4) 成果品の納入場所は長崎県水産加工流通課とする。

8 予算額 1件あたり 20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

9 支払方法 委託料の支払方法は、原則として精算払いとする。

10 知的財産権の取扱い

- (1) 業務完了報告書の知的財産権（知的財産法第2条）は、長崎県に帰属するものとする。
- (2) 業務完了報告書を除く本業務における成果品等に関する知的財産権は、長崎県又は第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、受託者に帰属するものとするが、長崎県に対して通常実施権を設定するものとする。なお、対価は委託料に含まれるものとする。
- (3) 受託者は、長崎県が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、受託者に帰属した当該特許権等は無償実施又は利用する権利を長崎県の指定する者に許諾すること。
- (4) 受託者は、本業務における成果品等に関する知的財産権を第三者へ譲渡又は担保に供しようとする場合には、事前に長崎県の同意を得るものとする。

11 「長崎県が行う各種契約からの暴力団排除要綱」に基づく不当要求行為についての報告

- (1) 受託者は、事業の実施に当たって、暴力団員又は暴力団等と社会的に非難される関係を有する者から不当な要求行為を受けたときは、速やかに長崎県に報告するとともに、警察署長に通報しなければならない。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、長崎県に履行期間の変更を請求することができる。

12 その他特記事項

- (1) 受託者は、長崎県の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により長崎県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際して

は、協力すること。

(4) 本業務の実施により知り得た情報については、外部に漏らしてはならない。

(5) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、長崎県と協議のうえ決定する。